

放射線の健康への影響に関する有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 東日本大震災による原子力発電所事故を起因とする放射性物質の県民の健康にもたらす影響と対策について、専門的かつ長期的な視点から幅広く有識者の意見を得るため「放射線の健康への影響に関する有識者会議」(以下、「会議」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1)放射線の県民の健康への影響について
- (2)放射線から県民の健康を守るための対策について
- (3)その他放射線と県民の健康に関することについて

(構成等)

第3条 会議は、知事が委嘱及び任命する適任者により構成することとし、別表1に掲げる者(以下「委員」という。)をもって開催する。

2 会議に委員長を置き、委員長は群馬県健康福祉部長とする。

(幹事)

第4条 委員長が関係所属職員を幹事として選任し、別表2に掲げる者を充て会議への参加を求める。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第35号)に基づき支給する。

(会議等)

第6条 会議は委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、専門的な事項について協議するため、必要があると認める時は会議の委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(運営)

第7条 会議は公開を原則とする。

2 委員長は会議の会議録を作成し、開催後に公表する。

(庶務)

第8条 この会議の庶務は保健予防課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月21日から施行する。

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

別表1(第3条関係)

No.	所 属	職 名	氏 名
1	群馬大学重粒子線医学研究センター	教授 (研究センター長)	中野 隆史
2	群馬大学医学部附属病院	准教授 (核医学科)	樋口 徹也
3	県立がんセンター	放射線治療部長兼 重粒子線治療室長	玉木 義雄
4	県立がんセンター	放射線診断部長	堀越 浩幸
5	県立県民健康科学大学診療放射線学部	教授 (学部長)	河原田 泰尋
6	県立県民健康科学大学診療放射線学部	教授	渡邊 直行
7	日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所	管理部保安全管理課長	藪田 肇
8	群馬県医師会	理事 (川島内科クリニック)	川島 崇
9	群馬県健康福祉部	部長	片野 清明

別表2(第4条関係)

No.	所 属	職 名	氏 名
1	健康福祉部食品安全局	局長	大澤 一之
2	健康福祉部健康福祉課	課長	塚越日出夫
3	健康福祉部医務課	課長	川原 武男
4	健康福祉部食品安全局食品安全課	課長	町田 勝俊
5	健康福祉部食品安全局衛生食品課	課長	後藤 重幸
6	環境森林部環境保全課	課長	青木 勝
7	農政部技術支援課	課長	澁谷 喜久
8	健康福祉部保健予防課	課長	高橋 健郎